

関係各位

財政局公共施設・事業調整課担当課長

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂並びに  
新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応について（通知）

本市発注の工事及び業務（設計・測量・調査等業務）（以下、「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、財公第575号「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂並びに新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応について（通知）」（令和4年12月22日）により、適切な対応をお願いしてきたところ  
です。

このたび国土交通省から、政府の基本的対処方針の変更を踏まえ「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を改訂し、特に「三つの密」が生じやすいと考えられる建設現場等においては、感染防止対策の徹底に注意が必要であること、また、マスクの着用については事業者から従業員等に、基本的にマスクの着用を呼びかける必要はないものの、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、従業員等にマスクの着用を求めることは許容されることなど、通知がありました。

各区局統括本部におかれましてはガイドラインを参考に、工事等の感染拡大予防の対応に留意していただくとともに、工事等の一時中止措置等や感染拡大防止対策に必要な費用の設計変更などについて、適切な対応と、工事監督課等担当部署への周知をお願いいたします。

1 工事等の一時中止措置等について【継続】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止に係るガイドライン」に基づく一時中止や、延期の措置を行った工事について報告してください。設計・測量・調査等業務の委託についても同様に報告してください。

※ 財公第373号「新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務における感染者の状況報告等の見直しについて（通知）」（令和4年9月29日）参照。

2 感染拡大防止対策に必要な費用の設計変更について【継続】

受注者から、追加の費用を要する感染拡大防止対策を実施する内容の施工計画書又は業務計画書が提出された場合は、受発注者間で設計変更の協議を行ってください。協議の上、必要と認められる感染拡大防止対策については、横浜市請負工事設計変更ガイドラインに基づき設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や、工期又は履行期間の延長を行います。

※ 財公第134号「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の設計変更時における積算上の対応について（通知）」（令和2年5月25日）参照。

### 3 参考資料

- (1) 国土交通省「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和5年3月13日改訂版）」

※ 掲載 URL : [https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tkl\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tkl_000181.html)

- (2) 国土交通省事務連絡一式

(担当) 財政局公共施設・事業調整課 揚張・古賀

電話 671-4084

電子メール [za-skokyo@city.yokohama.jp](mailto:za-skokyo@city.yokohama.jp)